

## ◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合公告式規則

平成 25 年 8 月 1 日

規 則 第 1 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合公告式条例（昭和 45 年福井坂井地区広域市町村圏事務組合条例第 2 号）に定めるものを除くほか、管理者の行う告示及び公告（以下「告示等」という。）の公示について必要な事項を定めるものとする。

(告示等の公示)

**第 2 条** 告示等を公示しようとするときは、当該告示等に番号（公告の場合を除く。）、公示の前文、公示の年月日及び管理者名を記入し、管理者印を押さなければならない。

2 告示等は、条例又は他の規則に特別な定めがある場合を除き、福井坂井地区広域市町村圏事務組合公告式条例第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して公示する。

(施行期日等)

**第 3 条** 告示等は、法令、条例、規則、規程又は告示等に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行し、又はその効力を有する。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に公示されている告示については、この規則の規定により公示されたものとする。